

論点②訪問介護 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

論点②

- 平成30年度介護報酬改定において、訪問介護の生活援助中心型サービスについては、統計的に見て通常よりかけ離れた回数（全国平均利用回数+2標準偏差（2SD））をケアプランに位置付ける場合には、
 - ・ ケアマネジャーから市町村へ届け出ることとし、
 - ・ 市町村が、医療や福祉の専門家で構成される地域ケア会議を開催する等により検討を行い、
 - ・ 必要に応じて、生活援助の回数に限らず、ケアプランの内容全体について再検討を促すこととした。
- これは、生活援助中心型サービスについては必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者の自立支援・重度化防止に資する、より良いサービスを提供するため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行うものであり、生活援助中心型サービスが、一定回数以上となったことをもって、サービスの利用制限を行うものではない。
- この仕組みについては、
 - ・ 一定数のケアプランの再考が促されたという実態もある一方で、
 - ・ 生活援助が身体介護に振り替えられているのではないか、
 - ・ 要介護度別に一律の基準（回数）を当てはめることが適切か等の指摘もある。
- 以上を踏まえ、より良い訪問介護サービスを提供するという観点から、ケアマネジャーや市町村の事務負担も考慮しつつ、どのような対応が考えられるか。

論点②訪問介護 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

対応案

- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者への対応の仕組みについては、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証の仕方や届出頻度について、運用面の見直しをしてはどうか。
 - ・ 検証の仕方：地域ケア会議のみならず、行政職員やリハ職等の専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等を想定。
 - ・ 届出の頻度：検証したケアプランの次回の届出は1年後にする等を想定。
- 一方、生活援助の訪問回数が多い利用者への対応の仕組みについては、令和2年11月2日の財政制度等審議会財政制度分科会において、「身体介護に安易に置き換えられるケース等を是正し、訪問介護全体での適切なサービスを確保するため、身体介護も含めた訪問介護全体の回数で届け出を義務付ける等、制度の改善を図るべき」と指摘されている。
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらないような仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入することとしてはどうか。

論点③サービス付き高齢者向け住宅等における適正な介護保険サービス提供

論点③

- 一部のサービス付き高齢者向け住宅等において、入居者の自立支援等に繋がらないような不適切な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があることも踏まえ、どのような対応が考えられるか。

対応案

- サービス付き高齢者向け住宅等の入居者に対して適正な介護保険サービスを提供するため、
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅等に併設する介護サービス事業所の指定の際の条件付加
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認
 などを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等に繋がっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとしてはどうか。